

## 入札公告

R7 玉置神社出張所の産業廃棄物収集運搬・中間処理委託の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、予定価格の事前公表を行わない業務です。

令和 7年 4月 2日

奈良県知事 山下 真

### 第1 競争入札に付する事項

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 業 務 名    | R7 玉置神社出張所の産業廃棄物収集運搬・中間処理委託<br>7 文保委第1号                 |
| (2) 業務対象場所   | 吉野郡十津川村猿飼 274 玉置神社出張所内                                  |
| (3) 業 務 概 要  | 玉置神社出張所の修理作業に伴い、R7 年度に排出する産業廃棄物の収集運搬及び中間処理を産廃許可業者に委託する。 |
| (4) 履 行 期 限  | 令和 7年 4月 21日（予定）～令和 8年 3月 31日                           |
| (5) 予 定 価 格  | 事前に公表しない  |
| (6) 最低制限価格   | 設定しない   |
| (7) 落札者の決定方法 | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。                |

### 第2 入札方法

- (1) 入札は、委託料の1立方メートルあたりの単価（収集容器（8立方メートル）の設置費用、収集運搬、処理処分等及び契約に要する費用を含む。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。入札金額は契約単価を決定するものであって、契約総額を決定するものではありません。
- (2) その他は入札説明書によります。

### 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県物品購入等競争入札参加資格を有する者であって、次に掲げる条件をすべて満たす単独の業者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 営業種目として「Q1 建物管理」⑭廃棄物処理を登録していること。
- (2) 奈良県内における産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業許可（中間処理業）を得ていること。
- (3) 入札公告に記載する競争入札参加意向申出書の提出日、入札執行時点（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日）及び競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加

停止措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

#### 第4 入札日程

| 手 続 等                                | 期間・期日・期限   | 場 所  |
|--------------------------------------|--|--|
| 入札説明書の交付<br>(奈良県ホームページからもダウンロードできます) | 令和7年4月2日(水)<br>～令和7年4月18日(金)                                   | 奈良県地域創造部<br>文化財保存事務所 事業係<br>TEL 0742-27-9865                     |
| 委託業務説明会                              | 委託業務説明会は行いません  |  |
| 仕様書等配布(奈良県ホームページからもダウンロードできます)       | 令和7年4月2日(水)<br>～令和7年4月18日(金)                                   | 奈良県地域創造部<br>文化財保存事務所 事業係   |
| 競争入札参加意向申出書の提出                       | ○郵送の場合<br>令和7年4月8日(火)<br>午後4時30分まで<br>(期限までに到達したもののみ有効。) ※持参も可 | 郵送先<br>〒630-8501<br>奈良市登大路町30番地<br>奈良県 地域創造部<br>文化財保存事務所 事業係あて   |
| 委託指示書等に関する質問<br>※書面(FAX)により提出        | 令和7年4月8日(火)<br>午後4時30分まで                                       | 奈良県地域創造部<br>文化財保存事務所 事業係<br>TEL 0742-27-9865<br>FAX 0742-27-5386 |
| 質問に対する回答(FAX)<br>※FAXで送付します          | 令和7年4月10日(木)<br>午後1時～午後4時30分                                   | 奈良県地域創造部<br>文化財保存事務所 事業係   |
| 入札書受付締切                              | 令和7年4月15日(火)<br>午後4時30分締切<br>(期限までに到着したもののみ有効。書留郵便に限る。)        | 郵送先<br>〒630-8501<br>奈良市登大路町30番地<br>奈良県 地域創造部                     |

|                                  |   |                                 |
|----------------------------------|---|---------------------------------|
|                                  | 入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、業務名、業務番号及び入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をすること。 | 文化財保存事務所長あて<br>(所長あて親展)         |
| 開札                               | 令和7年4月16日(水)<br>午前10時00分～   | 奈良県会計局入札室<br>県庁主棟6階北側           |
| 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出期限 | 令和7年4月18日(金)<br>午後4時30分まで   | 提出先<br>奈良県地域創造部<br>文化財保存事務所 事業係 |

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

#### 第5 競争入札参加意向申出書の提出と受理書の交付

この入札に参加を希望する者は、入札書に定めるところにより、競争入札参加意向申出書を期限内に提出(郵送または持参)し、受理書の交付を受けてください。

#### 第6 競争入札資格の確認

落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、開札後、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

#### 第7 入札保証金の納付等

この業務の入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額(消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第4条第2項第1号から第6号までに掲げるもの(以下「国債その他の有価証券等」といいます。)の提供又は銀行若しくは知事が確実に認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除きます。)をいいます。以下「銀行等」といいます。)の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、奈良県契約規則第4条第1項に該当する者又は金融機関等(銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。以下同じ。))と契約保証の予約をした者は、入札保証金の納付を免除します。

##### (1) 入札保証に係る書類の提出

第4で示す競争入札参加意向申出書とあわせて提出してください。

##### (2) 入札保証に係る書類の作成等

ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるように<業務名>及び<業務番号>の両方を記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和7年4月18日(金)までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更を一切認めません。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

|                      |     |                        |
|----------------------|-----|------------------------|
| 1 未納付であると認められる場合     | (1) | 入札保証の全部又は一部が納付されていない場合 |
|                      | (2) | 他の工事の入札保証である場合         |
|                      | (3) | 入札保証が特定できない場合          |
| 2 書類に記載すべき事項が欠けている場合 | (1) | 入札保証の記載が全くない場合         |
|                      | (2) | 押印が欠けている場合             |
|                      | (3) | 様式を満たしていない場合           |
| 3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) | 発注者名に誤りがある場合           |
|                      | (2) | 入札案件名に誤りがある場合          |
|                      | (3) | 納付者名に誤りがある場合           |
| 4 その他未納付又は書類に不備がある場合 |     |                        |

(3) 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

第8(9)に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所定の手続に日を要しますので、令和7年4月8日(火)までに連絡してください。

(4) その他

落札者が契約を締結しない場合には、契約規則第11条の規定に基づき、入札に係る損害賠償を求めるものとします。

## 第8 その他

(1) 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(イ) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

(ロ) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(ハ) 競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札

(二) 入札執行日までの間において奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた者等、入札時点においてこの公告に掲げる資格のない者の行った入札

(4) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(イ) 落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(ロ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(ハ) 落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(ニ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(ホ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(ヘ) (ハ) から (ホ) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(ト) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(チ) 本契約に係る下請契約等に当たって、(イ) から (ヘ) のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、本県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(リ) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けたとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について前項の(イ) から (チ) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。なお、前項の(イ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

(8) 電子契約の可否

可とします。電子契約を希望する場合は、別記様式9に記載のうえ、落札決定の日から遅滞なく電子メールにより提出してください。

(9) 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係  
電 話 0742-27-9865

(10) その他

(イ) 本入札に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。

(ロ) その他の詳細については、入札説明書及び仕様書のとおりです。